## 大船渡市立小 · 中学校適正規模等検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市立小・中学校(以下「学校」という。)における今後の学校生活、学校運営等に 関する諸問題を調査し、学校の適正規模等について検討するため、大船渡市立小・中学校適正 規模等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、大船渡市教育委員会教育長の依頼を受け、学校規模及び配置の適正化に関する 基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について検討し、提言する。

(委員)

- 第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員 22 人以内を もって構成する。
  - (1) 団体代表 10 人以内
  - (2) 保護者代表 4 人以内
  - (3) 学校関係者代表 3人以内
  - (4) 学識経験者 5人以内

(任期)

第4 委員の任期は、第3の委嘱又は任命を受けた年度限りとする。ただし、第3第1号、第2 号及び第3号の委員については、後任者が決まるまでの間を任期とする。

(組織)

- 第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (小委員会)
- 第7 委員長が必要と認めるときは、委員会に小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。

(意見の聴取)

第8 委員会及び小委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見また は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(実施の細目)

第 10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別途定めるものと する。

附則

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。